

韓国政府の在韓被爆者支援基本計画

1. 基本方針

- 韓国原爆被害者に対する持続的な健康診断及び治療
- 韓国原爆被害者の健康福祉増進対策の一環として健康福祉センター設立

2. 各項目別計画

(1) 健康福祉センター設立

イ. 目的

- 原爆被害者の老後の健康及び生活安定を図る。
……身寄りのない者及び生活環境がこれに類似するものを収容し、同人に対する健康・福祉を増進させる。……
- 原爆被害者会員の福祉会館としての活用

ロ. 設置場所及び規模

- ソウル及び挾川：各30名収容
- 釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山：各15名収容
- 主要施設：居室、事務室、医務室、ナースステーション、物理治療室、その他付帯施設

ハ. 福祉センター設立予算

土地は韓国政府が準備、建設費及び機材設備費は日本政府の拠出金を使用。

ニ. 運営方法

- センターの運営は、韓国政府の国庫補助、自らの収益金及び韓国原爆被害者協会の会費にて運営。
- 社会福祉施設、法人設立を検討する。

(2) 健康診断

イ. 健康診断内容

- 原爆被害者（推定3,000名）に対し隔年で一般健康診断を実施
- 一般健康診断実施後、必要により特別健康診断を実施

ロ. 健康診断実施指定医療機関

大韓赤十字社の傘下病院、慶熙医療院、嶺南大学病院、釜山報勲病院、馬山高麗病院

(3) 治療費支援

基本原則：医療保険の診断体系に従い治療するが、個人負担分を拠出金で負担。